

(2) 簡易課税制度

簡易課税制度については、これまで二度にわたり適用上限の引下げやみなし仕入率の改正が行われてきた。しかしながら、基本的にはすべての事業者に対して本則の計算方法による対応を求めるべきである。また、中小事業者の多くが納税額の損得を計算した上で適用している実態が認められる。こうしたことから、免税点制度の改正に伴い新たに課税事業者となる者の事務負担に配慮しつつ、簡易課税制度を原則廃止することが適当である。

(3) 申告納付制度

申告納付制度については、これまでも消費税の預り金的性格に鑑み、いわゆる運用益問題の解消に資する観点から改正が行われてきた。このような消費税の性格を考慮し、納税者の事務負担や税務行政コスト等にも留意しつつ、申告納付回数の増加を図ることとする。

四 資産課税等

1. 相続税・贈与税

(1) 相続税・贈与税の一体化措置

高齢化の進展に伴って、相続による次世代への資産移転の時期が従来より大幅に遅れてきている。また、高齢者の保有する資産（住宅等の実物資産も含む）の有効活用を通じて経済社会の活性化にも資するといった社会的要請もある。かかる状況の下、相続税・贈与税の改革については、生前贈与の円滑化に資するため、生前贈与と相続との間で資産移転の時期の選択に対して税制の中立性を確保することが重要となってきている。こうした状況を踏まえ、相続税・贈与税の一体化措置を平成15年度税制改正において新たに導入する。この一体化措置は、従来の相続税と贈与税との関係を大きく見直すものであり、両税の抜本的改革として位置付けられるものである。

相続時点でなければ各相続人別の正確な相続税額は確定しないというわが国の相続税制度の特徴（遺産取得課税方式と遺産課税方式のいわゆる併用方式）を踏まえ、この一体化措置は、相続時の累積課税方式とすることが適当であり、相続時精算課税制度（仮称）として具体化を図ることとする（参照 別紙）。

一体化措置の具体化に当たっては、住宅投資の促進にも資するとの観点にも留意すべきである。その際、現行の相続税・贈与税を前提とする住宅取得資金に係る贈与税

の特例については、民法上の遺留分侵害を助長するおそれもあり、この一体化措置との間で整理が必要である。

(2) 相続税の課税ベース及び税率構造

① 課税ベース

「基本方針」で指摘したように、相続税については、経済のストック化、社会保障の充実、高齢化の進展を踏まえ、従来より広い範囲に適切な負担を求める必要があり、基礎控除の引下げ等課税ベースの拡大を図る。

② 税率構造

相続税の最高税率については、個人所得課税の最高税率（50%）との較差が大きく、諸外国の例に比しても相当高いことに鑑み、現行の70%から引き下げることが適当である。

累進構造については、個人所得課税を補完し、富の再配分を図るとの相続税の役割を踏まえれば、最高税率を引き下げるものの、全体として現行程度の累進が適切なものと考えられる。

税率の刻み数については、簡素化の観点及び遺産額に応じたある程度滑らかな負担の変化を確保する観点を踏まえて見直す必要がある。

(3) 贈与税（暦年課税）

一体化措置の対象とならない暦年課税の贈与税については存続することとなる。この場合、生前贈与による相続税の回避防止という性格は変わらないこと及び第三者に対する贈与についても課税対象となっていることを踏まえ、その累進構造については、相続税に比べて累進度の強い現状を維持すべきである。税率構造については、相続税に準じて見直すことが適当である。

2. 固定資産税

(1) 固定資産税は、どの市町村にも広く存在する固定資産に課税しており、税源の偏りも小さく市町村税としてふさわしい基幹税目であり、今後も本税の安定的な確保が重要である。また、土地・家屋・償却資産を通じた適切な評価に引き続き取り組む必要がある。情報開示については、制度改革を踏まえて積極的に推進すべきである。

(2) 土地については、全国的な評価の均衡化・適正化の観点から、地価公示価格の7

割を目途とした評価水準を維持することとする。また、連年の地価下落の下で、平成9年度以降主として都市部の商業地等の税負担感に配慮した負担調整措置を講じてきた。その結果、負担水準の均衡化についてはある程度進展しつつあるが、依然として地域や土地によって相当のばらつきが残っている。平成15年度以降の固定資産税の税負担については、評価替えの動向等を踏まえ、これまでの負担調整措置を基本に、負担の均衡化・適正化を一層促進する必要がある。

3. 土地税制

土地税制については、土地の公共性や資産としての特性を踏まえ、税負担の公平を確保する観点から、土地という資産の取得・保有・譲渡の各段階において適切な税負担を求めていくことが重要である。

個人・法人を通じた土地譲渡益課税については、バブル期の対応として課税強化された部分は既に廃止・停止され、バブル以前の制度に戻っている。

登録免許税・不動産取得税については、土地に関し、課税標準である固定資産税の評価が、平成6年度評価替えにより地価公示価格の7割を目途に引き上げられたことから、それ以降、累次の負担調整措置が採られてきた。しかしながら、今日、土地市場が個々の土地の利便性、収益性を重視する方向へと構造的に変化している中、都市再生等土地の有効利用の促進に資する観点から、登録免許税・不動産取得税の軽減が求められている。

登録免許税については、上記の要請に応えるとともに、各種登記間の負担のバランスの是正を図る方向で、不動産に係る同税全般の見直しを検討する。

また、不動産取得税については、住宅及び住宅用地について既に大幅な軽減措置が講じられていること、都道府県財政を支える主要税目であることに配慮し、必要な軽減策を検討する。

特別土地保有税については、バブル期の対応として課税強化された部分は既に廃止されるなどそれ以前の水準まで戻っていることに留意し、申告手続など納税者負担の軽減策を検討する。

4. 金融・証券税制

少子・高齢化と経済のストック化が進展する中、金融資産に対する課税は、今後、よ

り重要性を高めることとなる。その際、広く公平に負担を分かち合い、簡素で分かりやすい税制を構築することを基本とすべきである。また、度重なる税制改正により課税関係が頻繁に変更されることは、決して望ましいことではない。今後の見直しに当たっては、制度の安定性にも配慮すべきである。

また、簡素で安定した金融税制を構築することにより、「貯蓄から投資へ」といった、わが国金融のあり方をめぐる現下の政策要請にも応えられると考える。

こうした観点から、金融・証券税制については、今後、利子・配当・株式譲渡益に対する課税について、金融商品間の中立性を確保するとともに、できる限り一体化する方向を目指すべきである。この場合、将来の改革の方向として、金融所得の一元化、二元的所得税についても、総合課税とあわせ検討すべきである。

平成 15 年度税制改正では、こうした方向性を視野に入れて、配当課税や株式投資信託に対する課税について、簡素化・合理化を図る。また、既存の株式譲渡益に係る優遇措置は複雑で分かりにくく、できる限り簡素化する方向で改善していく。同時に、特定口座制度についても、投資家利便の向上に資する観点での見直しを行う。

五 その他の税目

1. 酒税

酒税法上の酒類の分類は、消費者の商品選択や商品分類の基準となっている。酒類の区分（10 種類）については、こうした点も踏まえつつ、税負担のあり方の検討とあわせ、酒類の原料、製法、性質などに着目して簡素・合理化を図ることが適当である。

酒税の負担については、税制の中立性や公平性の観点から、「同種・同等のものには同様の負担」という消費課税の基本的考え方に則って、厳しい財政事情等も踏まえ、酒類間の税負担格差の縮小を図ることが適当である。

2. たばこ税

欧米主要国においては、近年、たばこの税負担が引き上げられてきている。

たばこの税負担のあり方については、小売価格に占める税負担割合の状況、消費動向、諸外国の動向、財政状況などを総合的に勘案し、税率引上げの是非を検討していく。

3. 特定財源とエネルギー関係諸税等

特定財源は、特定の公的サービスからの受益と負担との間に密接な対応関係が認められ、そのサービスの財源を制度的に確保する必要がある場合、その財源確保に有効な仕組みではある。しかし、一方では資源の適正な配分を歪め、財政の硬直化を招く傾向もあり、常にその妥当性を吟味していかねばならない。

このような観点を踏まえれば、揮発油税等の道路特定財源等については、依然として道路整備の必要性のためこれを維持すべきとの意見もあったが、当調査会としては、一般財源化を含め、そのあり方の見直しを行うべきと考える。当面、適用期限を迎える揮発油税等の暫定税率については、自動車の社会的コストや環境の保全を考慮し、現行の水準を維持することとする。

また、エネルギー対策に充てられる石油税等の特定財源については、使途の妥当性を吟味した上で、そのあり方を検討すべきである。

4. 環境問題への対応

京都議定書の目標達成に向けて、この3月に見直しが行われた地球温暖化対策推進大綱においては、「税・課徴金等の経済的手法については、他の手法との比較を行いながら、様々な場で引き続き総合的に検討する」こととされている。いわゆる「環境税」の導入も含めた環境問題に対する税制面での対応については、国民に広く負担を求めることになる問題だけに、国民の理解と協力を得て、今後、積極的に検討を進めていくことが望ましい。この際、国・地方の環境施策全体の中での税制の具体的な位置付けを踏まえ、汚染者負担の原則（PPP）に立って幅広い観点から検討していく必要がある。また、既存のエネルギー関係諸税等との関係についても検討すべきであろう。

5. 国際課税

国境を越える取引の多様化・複雑化が急速に進展する一方、課税に関する税務当局の権限が及ぶ範囲には限界がある。かかる状況において、わが国において適正な課税を確保するためには、こうした取引に関する情報を税務当局が的確に把握することがますます重要となっている。例えば国境を越える関連者間の取引について、納税者の有する資料情報を、取引内容の正当性を検証するため税務当局がより一層把握できるようにすることが必要である。

また同様の観点から、租税条約に基づく情報交換など国際協力の枠組みを積極的に活用する必要性も高まっている。わが国においては現在、条約相手国からの情報提供要請に応じるための税務当局の情報収集権限は認められていない。このため、租税条約が相互主義を前提としている結果、わが国が条約相手国から得られる情報の範囲が制約されている。条約相手国からわが国の必要とする情報の提供を受けることができるよう、わが国としても条約相手国からの情報提供要請に応じて情報を収集するための制度を早急に整備すべきである。

条約相手国において減免された税額について納付されたものとみなしてわが国の税額から控除するみなし外国税額控除については、開発途上国からの強い要請を受け、これらの国々の経済状況等も踏まえ、租税条約において特例的な取扱いとして認めているものである。しかしながら、課税の公平性や中立性の観点から、近年締結・改正した条約においては適用期限を付するなどできる限り見直し・縮減を図ってきている。一部の租税条約にある、適用期限の付されていないみなし外国税額控除についても、今後、条約改正の機会を捉えて廃止・縮減に努めるべきである。

六 納税環境整備

1. 電子申告

情報化・電子化を活用して納税者利便の向上等を図る観点から、電子申告や電子納税の導入を目指し準備が進められている。申告や納税は国民生活に密着したものであることから、システムの安定的な稼働やセキュリティの確保等に留意しつつ、円滑な導入を図ることが必要である。

2. 公示制度

昭和25年に導入された公示制度は、主として第三者による監視という牽制的効果により、適正な申告の確保を図ることを目的としている。しかしながら、同制度については、所期の目的外に利用されている面があることや、犯罪や嫌がらせの誘発の要因となり、個人のプライバシーへの配慮の観点からは問題が多いと考える。また、第三者による監視という制度本来の意義に疑問が呈されており、今後、制度の廃止を含めて検討する必要がある。その際、国民一般から見て申告納税制度の信頼度が低下することは好ましくないため、公示制度の廃止の代替という観点からも、グローバル化や情報化・電子化

の進展と対応して、資料情報制度の充実等納税環境整備についてあわせて検討する必要がある。他方、高額納税者が社会的に評価されることの重要性についても何らかの方法で配慮する必要があるろう。

(別紙)

相続時精算課税制度（仮称）の概要

[適用対象者]

- 本制度の趣旨から、その適用対象者として、贈与者は一定の高齢者とし、受贈者は「次世代」であって贈与者と将来相続関係に入る者で、贈与を受けた資産を管理処分できる者とするのが考えられる。具体的には、贈与者は65歳以上の親、受贈者は20歳以上の子である推定相続人（代襲相続人を含む。）とする。

[適用手続]

- 本制度は選択制とし、受贈者である兄弟姉妹が別々に、贈与者である父、母ごとに選択できる。

[適用対象となる贈与財産等]

- 本制度の適用対象となる贈与財産の種類、金額、贈与回数には制限を設けない。

[税額の計算]

- 本制度を選択した受贈者（子）は、本制度に係る贈与者（親）から受けた贈与財産について、贈与時に他の贈与財産と区別して、贈与税（相続時精算課税制度に係るもの。以下、「贈与税」という。）を支払う。
- 本制度を選択した受贈者（子）は、その後の相続時に、それまでの贈与財産と相続財産とを合算して計算した相続税額から、既に支払った「贈与税」相当額を控除する。その際、相続財産と合算する贈与財産の価額は贈与時の時価とし、相続税額から控除しきれない「贈与税」相当額は還付する。

[贈与時の課税の仕組み]

- 贈与段階で支払う「贈与税」の課税の仕組みについては、最終的に相続時に精算されることを前提にした各年での概算払いという性格を有することから、簡素なものとする。

<控除>

- ・ 受贈者（子）の申告を前提に、一定金額に達するまでの贈与については、「贈与税」の非課税措置（特別控除等）を講じる。その水準については、定額部分と法定相続人比例部分からなる相続税の基礎控除の水準との関連を踏まえて設定する。この非課税措置（特別控除等）は、その限度額を使い切るまで多年分にわ

たり利用できることとする。

<税率>

- ・ 税率については、一律又は2段階程度の極力簡素な税率構造とし、具体的な税率水準は、上記の非課税措置（特別控除等）の水準との適切な組み合わせの中で設定する。

答申に盛り込まれていない主な意見

答申に盛り込まれていない主な意見

今回の答申の審議過程において、以下のような主な意見が出た。

総論

イ デフレへの対応は今日の重要な問題であり、最近のデフレ対策との関連で、短期面での先行減税措置を「あるべき税制」とは別に強調すべき。

個人所得課税

イ 個人所得課税の見直しに当たっては、給与所得者と事業・農業等の所得者の所得捕捉率の格差など、根強い「不公平」問題の是正に取り組むべきではないか。

ロ 医療費の本人負担引上げ等の最近の社会保障をめぐる状況を踏まえると、人的控除の見直しを行うことは適当ではないのではないか。

ハ 日本の個人所得課税は、個人単位の課税であるが、家族や世帯に過大な配慮がなされており、今後は、諸控除を統廃合して、一人一つの人的控除にすることも考えられるのではないか。

ニ 課税最低限の水準等を単に比較するだけでは、個人所得課税の現状を理解するのに不十分であり、見直すべき税負担構造の課題を多角的に検討すべきではないか。

ホ 個人所得課税の「空洞化」と言われるが、課税最低限は、夫婦子二人以外の世帯形態も視野に入れて議論する必要があるほか、課税最低限の水準が引き上げられてきたことだけが、就業者総数に占める非納税者の割合が高まってきた理由とは言えず、これらを踏まえた慎重な議論・説明が必要ではないか。

ヘ ライフスタイルに対する中立性という観点からは、配偶者特別控除だけでなく、配偶者控除も廃止すべきではないか。

ト 配偶者控除については、配偶者を特別視することなく、配偶者も扶養親族の一人として「扶養控除」に統合すべきではないか。

チ 特定扶養控除は、教育費や住宅ローン負担などに配慮したもので、創設には相応の政策的理由・効果があり、廃止には反対である。

- リ 夫婦合算均等分割制度（二分二乗制度）を創設すべきではないか。
- ヌ 配偶者控除等を廃止・縮減するに当たっては、例えば、育児対策の歳出措置を講じるなど、歳入面以外の仕組みも併せて検討すべきではないか。
- ル 人的控除の基本構造を見直すに当たっては、基礎控除の拡充も考慮して見直しを行うべきではないか。
- ロ 定率減税は、あるべき税制を構築する観点からみて、何らのビジョンも有さない措置と言わざるを得ず、早急に元に戻すべきではないか。

法人課税

- イ 研究開発税制については、欧米にも対抗しうる措置とすべきであるが、一方で税制上のインセンティブを与えることによって、税制そのものを歪めることにも留意すべきではないか。
- ロ 適格試験研究費の範囲について、運用面も含めたわかりやすい仕組みとすることを念頭において検討すべきである。
- ハ IT投資減税については、ハードウェアだけでなく、ソフトウェアも対象に含めるべきではないか。
- ニ エンジェル税制等、ベンチャー企業に関連した税制を創業支援の観点からも、もっと使いやすくすべきではないか。
- ホ 多様な事業体に対する課税について、見直しを検討していくべきではないか。
- ヘ 無税償却をもっと実施しやすくすべきではないか。
- ト ほとんどの金融機関が赤字の中で、不良債権処理に係る税制上の対応は効果がないのではないか。
- チ 連結納税の申請が少なかったのは、連結付加税が理由であり、連結付加税を廃止すべきではないか。
- リ 連結納税の利用を促進し、その導入目的を達成するため、連結付加税を廃止すべ

きではないか。

ヌ 連結納税は施行されたばかりであることから、申請が少ないのは、企業が検討中であることも考慮すべきであり、付加税だけが原因ではないので維持すべきである。

ル 連結付加税は、厳しい財政事情の下で連結納税制度の導入に伴う税収減への対応や連結納税を選択しない企業とのバランスから創設されたものであり、維持すべきである。

ロ 税制の安定性の観点から、2年間の措置として創設された連結付加税を1年目で廃止すべきではない。

ワ 認定NPO法人の要件の見直しに当たっては、より多くのNPO法人が認定を受けられるよう、基準の緩和を図るべきではないか。

(外形標準課税)

イ 総務省案は外形基準を2分の1とし、また、段階的に導入するなど、企業の負担に配慮がなされている。対話集会のアンケートでも多くの国民が支持しているものであるから、15年度から導入を図るべきである。

ロ 経済情勢にかかわらず、中長期的な観点から、安定税源の確保としての外形標準課税の導入は粛々と進めていくべきである。

ハ 外形標準課税の導入により黒字法人でも負担増となるものが多いのではないかと、との指摘も踏まえる必要がある。

ニ 一部の黒字法人が多額の税負担を行っているというような状況は是正しなければならぬ。また、外形標準課税の導入は、「努力した企業が報われる税制」として経済活性化につながるものであることを強調すべきである。

ホ 外形標準課税の導入については、景気が厳しい状況の中では、慎重に対処すべきである。

消費税

イ 免税点制度については、法人は完全に廃止してもいいが、個人事業者はその事務処理能力を考えると1,000万円くらいの水準が適当ではないか。

ロ 中小特例措置の廃止・縮減は企業取引に影響を与えることから、直ちに実施するのではなく、十分な準備期間を置く、あるいは段階的に実施するといった考慮が必要ではないか。

ハ 中小特例措置の廃止・縮減は増税のためではなく不公平是正という観点から行うべきものであり、できるだけ早急に実施すべきではないか。

ニ 将来、消費税の役割を高めていく際には、消費税の持つ所得に対する逆進性についても配慮すべきではないか。

ホ 消費税の所得に対する逆進性については、資産課税なども含めた税制全体で判断することが必要。また、消費税は消費に対して比例的に負担を求め、世代間の公平の確保に資する税である。逆進性という観点を殊更に意識する必要はないのではないか。

資産課税等

(相続税・贈与税)

イ 相続税の最高税率を個人所得課税と同水準まで引き下げる必要はないのではないか。

ロ 今回の相続時精算課税制度においては、相続財産と合算する贈与財産の価額を、資産移転に着目する税としての性格や、実務上の制約、諸外国の例を踏まえて、贈与時の時価としているが、この点については、65歳以上という条件の下でも、相続時までには相当長期にわたる場合もあり、この間の事情変化について、将来的には何らかの調整を検討すべき。

ハ 今回の相続時精算課税制度は、現行のいわゆる併用方式を採用するわが国相続税制度を前提としているが、将来的には、現行の相続税制度に拘らず、相続税・贈与税のあり方を再検討する必要があるのではないか。

(固定資産税)

イ 市町村が住民生活に必要なサービスを着実に進めていくためには、固定資産税の安定的な確保が必要である。来年度は、地価の下落や建設物価の下落等により、大幅な税収減が見込まれる大変厳しい状況にある中、課税標準の上限(評価額の70%)をさらに引き下げることは是非避ける必要がある。

ロ 負担調整措置については、長い年月をかけて慎重に対処するあまり、現実の地価

の動向と傾向が逆になっている事例が残っている。なるべく早く調整を行うため、その促進策を検討すべきである。

- ハ 思い切って、商業地における課税標準の上限の引下げを行うべきではないか。また、操業停止している工場、営業していない店舗等、市場価値と固定資産税の評価額が乖離していると思われる家屋については、評価方法の検討が必要ではないか。

(土地税制)

- イ 土地流通課税について、その意義が不明確ではないか。
- ロ 土地流通課税について、貴重な税収源としての側面や資産課税としての税体系上の役割を評価すべき。

(金融・証券税制)

- イ 現下の経済情勢を踏まえれば、緊急措置として、株式譲渡益課税について大幅な非課税措置を導入すべきではないか。
- ロ 特定口座制度について、例えば、現在、投資家が抱えている株式を「言い値」で持ち込めるといった見直しも検討すべき。
- ハ 利子、配当についての分離課税制度は、勤労者に不公平となる問題があり、早急に総合課税化すべきではないか。

その他の税目

(酒税)

- イ 税制の中立性という観点から、ビールと発泡酒の税率は、早急に同一にすべきではないか。
- ロ 発泡酒とビールの税率調整は、これ以上必要がないのではないか。
- ハ 発泡酒の税率引上げは、消費マインドを低下させるとともに、企業努力を無視することになるのではないか。

(たばこ税)

- イ 負担水準の低下がないこと、家計や消費マインドに与える影響を考えれば、酒税やたばこ税の税率引上げを議論する環境にないのではないか。

ロ たばこ税については、景気との兼ね合いや消費の減少に拍車をかける可能性についても考える必要。国・地方の財政の中でたばこの税収は貴重なもの、過度の税率の引上げにより、かえって税収が減少する可能性も考慮する必要。

(特定財源とエネルギー関係諸税等)

イ 揮発油税等の暫定税率による上乗せ部分を「環境税」に振り替えるべきではないか。

納税環境整備

(公示制度)

イ 従来通り、公示制度を存続させるべき。